

監査公表第3号(令和5年5月26日、県公報第400号登載)  
警察本部関係機関定期監査結果に基づく措置通知(令和4年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果(令和5年2月13日4監総第648号)に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月26日

|              |      |
|--------------|------|
| 福岡県監査委員      | 塩川正一 |
| 同            | 世利洋介 |
| 同            | 森行一  |
| 福岡県監査委員職務執行者 | 大島道人 |

福岡公委発第707号  
令和5年4月27日

福岡県監査委員 塩川正一殿  
同 世利洋介殿  
同 森行一殿  
同 大島道人殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年2月13日4監総第648号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について、通知します。

注意事項

| 対象機関の<br>属する部局名 | 監査の結果  | 講じた措置の内容  |
|-----------------|--|---|
| 警察本部            | 交番用地の賃借料について、令和4年5月10日までに納付すべきところ、納付が遅延していた。 | <p>本件の原因は、警察署会計課員の事務分担を変更した際、前任者から納付期限について明確な引継ぎがなされておらず、後任者が納付期限を認識していなかったことによる。</p> <p>今後は、業務遂行に支障がないようにするため、前任者と後任者において確実な事務引継を行わせるとともに、上司による確実な点検を行わせることとした。</p> <p>また、上司に、納付を担当者任せにすることなく、支払計画表を日々確認し、担当者に対し納付が遅延しないよう声掛けを行わせることとした。</p> <p>さらに、警察本部から、今回の問題点や上記の再発防止に向けた取組について、全所属宛てに文書を発出し、周知徹底した。</p> |